北海道留萌振興局告示第４６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年８月26日

北海道留萌振興局長　川　畑　　千

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び数量

ア　契約の目的の名称　Ａ重油　１ℓ当たりの単価

イ　数量　調達予定数量　74,700ℓ

（２）契約の目的の仕様等　ＪＩＳ規格１種１号

（３）契約期間　契約締結日から令和９年４月30日（金）まで

（４）納入場所　北海道留萌合同庁舎（北海道留萌市住之江町２丁目１番地２）

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）令和８年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（分類番号17：暖房燃料）の資格を有すること。

（２）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（３）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（４）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

（５）当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

（６）留萌振興局管内に本店を有すること。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の（４）から（６）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年８月26日（水）から令和８年９月９日（水）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（初日は午後１時から）

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　〒077-8585　北海道留萌市住之江町２丁目１番地２
北海道留萌振興局総務課需品係

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所　北海道留萌振興局総務課需品係

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　北海道留萌市住之江町２丁目１番地２
北海道留萌合同庁舎１階　102会議室

（２）入札日時　令和８年９月17日　午前10時30分
（送付による場合は、令和８年９月16日（水）午後５時必着）

（３）開札場所　（１）に同じ

（４）開札日時　（２）に同じ

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは､入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認める。

９　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)、第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（３）低入札価格調査の基準価格

設定していない。

（４）最低制限価格

設定していない。

（５）入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。

（６）契約に関する事務を担当する組織

ア　名　称　　北海道留萌振興局総務課需品係

イ　所在地　　北海道留萌市住之江町２丁目１番地２

ウ　電話番号　0164-42-8409

（７）前金払

前金払はしない。

（８）概算払

概算払はしない。

（９）部分払

部分払はしない。

(10) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) 落札者は、落札決定後速やかに納入するＡ重油に係る試験成績表を提出すること。

(16) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。